

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

平成28年度補正予算第2号要求額
329,447百万円

背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、除染等の措置等を実施する。

平成28年3月11日に閣議決定した『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』に基づき、国直轄・市町村除染の実施対象である全ての地域で平成29年3月までに除染実施計画に基づく面的除染を完了させるべく、必要な措置を確実に実施し、遅くとも平成29年3月までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組む。

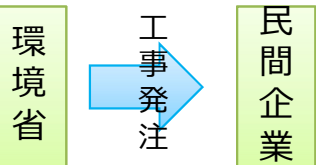
期待される効果

- 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく除染実施計画に定める面的除染の確実な完了による復興の本格化
- 避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示の解除

(1) 避難指示解除に向けた除染特別地域内の除染等の実施 (137,900百万円)

- 平成29年3月までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるような環境を整備するためには、同時期までに除染特別地域の面的除染を確実に完了させ、住民が安心して帰還できる環境を実現することが必要

<事業スキーム>



<事業内容>

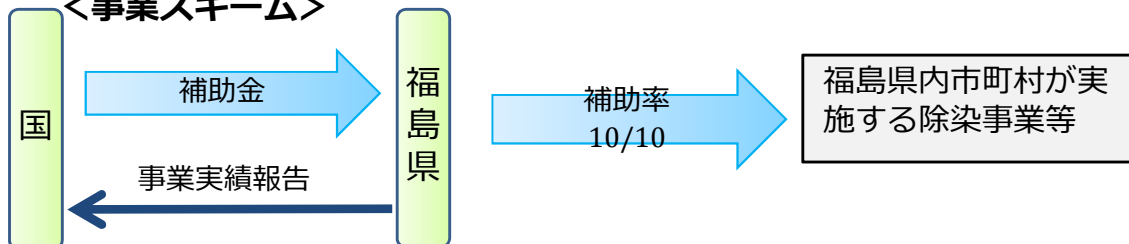
- ・ 面的除染の確実な完了に向けて、避難指示解除時期の具体化等の動向を踏まえて新たに同意取得を得た宅地や、営農再開意向が醸成されてきた農地等を、追加的に除染する。
- ・ また、住民の安心確保に向けて、面的除染終了後に宅地内で線量の高い箇所が残存している場合の追加的なフォローアップ除染等を実施する。

(2) 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置 (191,547百万円)

福島県民健康管理基金 (除染対策事業)

- 環境省により除染等の措置に要する経費を財政措置
- 放射性物質汚染対処特措法に基づき、市町村が策定した除染実施計画に基づき実施する除染事業等に対して交付 (補助率10/10)

<事業スキーム>



<事業内容>

復興の本格化に向け、除染の最大限の加速化を図り、平成29年3月までの確実な面的除染を完了する。

また、学校・保育園等の敷地内で現場保管（地上又は地下埋設）している除去土壌等について、掘り起こしを行い、中間貯蔵施設に搬出するための積込場への端末輸送、搬出後の原状回復作業を行う。

<事業の対象となる地域>

福島県内の汚染状況重点調査地域に指定された市町村が策定する除染実施計画に位置付けられた除染実施区域等